

4 長中体連発第 8 3 号
令和 4 年 1 2 月 2 0 日

学 校 長 様

長野県中学校体育連盟
会長 齋 藤 毅
[公印省略]

第 6 1 回長野県中学校総合体育大会 スキー大会における引率・監督の特例の運用について

厳冬の候、皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より本連盟の事業に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、11月下旬より全国各地において新型コロナウイルス感染者数が増加しており、学校内においても感染者は増加傾向にあります。また、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されており、このような状況が続くことで、大会参加における教員の引率・監督ができないケースが出るのが予想されます。また、日本中体連より令和4年12月15日に発出された「令4日中体発第351号」の文書のとおり、長野市で開催される第43回全国中学校スケート大会、野沢温泉村で開催される第60回全国中学校スキー大会において、「全国中学校体育大会運営の基本と開催基準の引率・監督の規定」に特例規定が追加されました。このことを受け、スキー大会において、「長野県中学校総合体育大会・地区大会・新人大会引率規程」について、下記のとおり運用することと致しましたのでお知らせします。

なお、スケート大会につきましては、大会申し込みがすでに締め切られており、これからの変更は運営上支障を来すため対象としません。ご了承ください。

記

1 引率・監督の特例を適用して運用する大会

(1) 第61回長野県中学校総合体育大会スキー大会

2 運用

(1) 「長野県中学校総合体育大会・地区大会・新人大会引率規程」の運用について

各学校では、部活動引率等に制限がある場合には、教員を派遣せず、「第3条引率者として認める外部指導者の条件」に準じた外部指導者（コーチ）を**校長の判断で監督に任命できる**こととする。

(2) 必要書類と提出先について

外部指導者（コーチ）を監督に任命する場合、引率依頼書（様式 B）と引率承諾書（様式 C）を取り交わすことに加え、監督依頼書（様式 E 特例）と監督承諾書（様式 G 特例）を取り交わし、引率者・監督者報告書（様式 H 特例）を大会長へ提出する。

長野県中学校総合体育大会・地区大会・新人大会引率規程

長野県中学校体育連盟

第1条 趣旨

日本中学校体育連盟は、平成14年度より外部指導者の大会引率を特例として認めた。これを受け、長野県中学校体育連盟は、校長が校長または教員の引率が不可能でやむを得ないと判断した場合に限り、特例として長野県中学校総合体育大会・地区大会・新人大会（以下大会という）の外部指導者の引率を認める。ただし外部指導者を引率者として認めた場合、他校の教員（部活動指導員^{※1}は含まない）または校長に監督を依頼するものとする。

※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。
以下同じ。

第2条 引率及び責任に関すること

大会の引率は、当該校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。また、引率に関わる責任は校長が負うものとする。

外部指導者に引率を依頼する場合、学校長は本規程に則り引率を依頼する。ただし引率者は監督を兼ねることはできない。

- (1) 外部指導者の引率は外部指導者の条件に合う場合に限る。
- (2) 一人の外部指導者が引率できる学校は一校を原則とする。
- (3) 外部指導者に引率を依頼する場合、校長は以下の手続きをとる。

①引率依頼書（依頼元学校長から依頼する外部指導者へ）（様式B）

②引率承諾書（依頼された外部指導者から依頼元学校長へ）（様式C）

③引率者・監督者報告書（依頼元学校長から大会会長へ）（様式H）

第3条 引率者として認める外部指導者の条件

引率者として認める外部指導者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- (1) 成人であること。
- (2) あらかじめ、校長との間で外部指導者としての契約が交わされ、学校教育方針に基づき、学校教職員と連携し、日ごろから生徒の指導に当たっていること。

（様式A<例>外部指導者契約書）(3) 任意の傷害保険等に加入していること

第4条 引率者としての外部指導者の引率を認める個人競技

- 陸上競技 ○体操 ○新体操 ○柔道 ○剣道 ○水泳 ○卓球
○相撲 ○バドミントン ○ソフトテニス ○スキー ○スケート

※陸上・水泳のリレーは個人種目として扱わない

※ソフトテニスはダブルスのみなので個人種目として扱う

第5条 監督に関わること

引率者としての外部指導者は監督の資格を認められないので、次の条件にあう校長または教員に監督を依頼すること。

- (1) その大会に監督として参加する他校の校長または教員（部活動指導員は含まない）であること。
- (2) 同一郡市内の校長または教員を原則とする。ただし全国大会の場合は柔軟に対応する。
- (3) 一人の校長または教員が依頼されるのは一校または二校を原則とする。
特別な事情があり原則に添わない場合には、本連盟会長の承認を必要とする。
- (4) 監督を依頼する校長は以下の手続きをとる。

①監督依頼書1（依頼元学校長から依頼先学校長へ）（様式D）

②監督依頼書2（依頼元学校長から依頼する校長または教員へ）（様式E）

③監督承諾書1（依頼先学校長から依頼元学校長へ）（様式F）

④監督承諾書2（依頼された校長または教員から依頼元学校長へ）（様式G）

⑤引率者・監督者報告書（依頼元学校長から大会会長へ）（様式H）

※北信越大会では県予選会から本大会までの期間が短い県があり、①～④の
手続きが省略されている。

第6条 必要書類及び提出先

外部指導者に引率を依頼し、監督を他校の校長または教員に依頼した場合の必要書類及び提出先

◇学校間で確認するもの（大会本部への提出はない）

①引率依頼書（依頼元学校長から依頼する外部指導者へ）（様式B）

②引率承諾書（依頼された外部指導者から依頼元学校長へ）（様式C）

③監督依頼書1（依頼元学校長から依頼先学校長へ）（様式D）

④監督依頼書2（依頼元学校長から依頼する校長または教員へ）（様式E）

⑤監督承諾書1（依頼先学校長から依頼元学校長へ）（様式F）

⑥監督承諾書2（依頼された校長または教員から依頼元学校長へ）（様式G）

◇大会本部に提出するもの

①引率者・監督者報告書（依頼元学校長から大会会長へ）（様式H）

◎付則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

平成16年4月13日 一部改正

平成18年4月14日 一部改正

平成30年5月15日 一部改正

令和元年5月28日 一部改正